

見附市犯罪被害者等支援条例案について

見附市では、令和5年4月1日から犯罪行為により死亡された方の遺族や重傷病を負った方（以下、「犯罪被害者等」という。）に対し、経済的負担を軽減し、早期の回復を支援するため、「犯罪被害者等見舞金支給事業」を実施しています。

このたび、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、「見附市犯罪被害者等支援条例(案)」を6月議会に提案します。

●犯罪被害者等支援条例案の概要

・見舞金の支給

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給します。（金額等詳細は、「見附市犯罪被害者等見舞金支給要綱」で規定）

遺族見舞金（犯罪行為により死亡した方の遺族に対する見舞金）・・・30万円

重傷病見舞金（犯罪行為により重傷病を負った方に対する見舞金）・・・10万円

・その他の支援

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、日常生活の支援、保健医療・福祉サービスの提供、個人情報の取扱いへの配慮、居住や雇用の安定など、さまざまな支援を行います。

・関係機関との連携

犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するため、関係機関等（国、県、他市町村、警察、民間支援団体、犯罪被害者支援を行う公共的団体）と相互に連携を図ります。

●施行日

公布の日から施行します（6月の市議会定例会で議決後、速やかに公布します）。